



「人生会議」 をサポートします

あなたは、「もしものこと」を考えたことがありますか？

「人生会議」とは、もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族などの信頼できる人や医療・ケアチームとくりかえし話し合い、共有する取り組みのことです。

誰でも、いつでも生命に関わる大きな病気やけがをすることがあります。生命の危険が迫った状態になると、約70%の方が医療・ケアなどの方針を自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

あなたが希望する医療・ケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療・ケアを望むかを自分自身で前もって考えて、周囲の信頼する人たちと話し合うことが大切です。

一度だけでなく、思いや考えは変わって当然です。
繰り返し何度も話し合うことが大切です。

厚生労働省では、今まで「ACP：アドバンスド・ケア・プランニング」として普及・啓発を進めてきましたが、より馴染みやすい言葉となるよう「人生会議」という愛称で呼ぶことになりました。



自分の受けたい医療・ケアについて相談したいときは、主治医や看護師など医療スタッフに遠慮無くお伝えください。

主治医や医療スタッフから、お声かけの上ご相談させて頂くこともあります。一緒に話し合いましょう。

人生の最終段階における適切な意思決定支援に係る指針

はじめに

人生の最終段階における治療の開始・不開始および中止等の医療・ケアのあり方は、従来から医療・介護の現場では重要な課題です。患者・利用者や家族等の意思を尊重した意思決定ができるよう当院の指針を定めます。尚、人生の最終段階とは、一般的に回復の見込みがない状態を指しますが、当院は、その時期を前提とせず、望む医療やケアについて、前もって考え、患者本人や家族等と医療・ケアチームが繰り返し話し合い、共有するように努めます。

1. 基本方針

- やわたメディカルセンター基本方針に沿い「その人らしい人生を過ごすこと」を前提とします。
- 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等のガイドライン（*参考資料）を遵守します。
- 多職種からなる医療・ケアチームで支援します。
- 患者・利用者本人（以下、本人）や家族等に対し、十分な説明と話し合いを行います。
- 本人や家族等の意思決定を尊重し、医療・ケアを提供します。

*注 1 多職種とは、異なる専門分野を持つ複数名を指し、医師と看護師及びそれ以外の医療・介護従事者、医療ソーシャルワーカーなど社会的な側面に配慮する職種や、本人の心身の状態や社会的背景に応じて、介護支援専門員等が加わることを想定するものである。

2. 意思決定のありかた

- 本人による意思決定を基本に、家族等と話し合うことができるよう、多職種からなる医療・ケアチームが医療・ケアの方針決定を支援します。
- 本人の意思は変化しうるものであり、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう、繰り返し話し合います。

- 障がいや認知症等で意思決定が困難な場合は、本人の状態に応じたガイドラインを参考に、本人の推定意思を尊重し、家族等や多職種からなる医療・ケアチームによる話し合いを経て、本人にとって最善の医療・ケアを目指します。
- 家族等が、本人の意思を推定できない場合や意思決定に至らない場合、所属長と対応を協議の上、「倫理委員会」から助言を得ることができます。

- *注1 医療従事者等は、やわたメディカルセンター「説明と同意に関する規程」に基づき、治療方針について説明し、患者の同意を得なければならない。また、本規程に基づき、診療録等に記録するものとする。
- *注2 倫理委員会「臨床倫理問題検討フローチャート」に沿って助言を得ることができる。

3. 周知・教育・啓発

- 本人や家族等の意思決定が適切に行われるよう、倫理委員会等が、ガイドライン及び本指針の周知、職員への教育、啓発を図ります。
- 院内に限らず、複数の医療・ケアチームが関わることから、地域住民並びに他機関への啓発、普及に努めます。

❖ 参考資料

- やわたメディカルセンター 基本方針
- やわたメディカルセンター 「説明と同意に関する規程」
- やわたメディカルセンター 「臨床倫理問題検討フローチャート」
- 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン
平成30年3月改訂 厚生労働省人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会
- 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」令和元年5月 厚生労働省「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班
- 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」平成30年6月 厚生労働省
- 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」平成29年3月31日 厚生労働省社会援護局
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」令和2年10月30日 厚生労働省 意思決定支援ワーキング・グループ